



# 欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

## 【令和4年4月1日以後開始事業年度分】

- 1 この還付請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
  - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第80条第1項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合  
(注) 平成4年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から④までの欠損金額のみが対象となりますので、ご注意ください。
    - ① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第66条の12、租税特別措置法施行令第1条の2第3項）
      - イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（法第4条の3に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するもの及び大通算法人（注）を除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（次の(i)(ii)に掲げる法人及び大通算法人を除きます。）
        - (i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
          - (i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
          - (ii) 保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）及び同条第10項に規定する外国相互会社
          - (iii) 受託法人
        - (ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人
      - (注) 大通算法人とは、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるその普通法人をいいます。
        - i その事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
        - ii その事業年度終了の時ににおいて上記(i)若しくは(ii)に掲げる法人、相互会社又は受託法人に該当する法人
    - ロ 公益法人等又は協同組合等
    - ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合
    - ニ 人格のない社団等
  - ② 平成22年10月1日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度（通算子法人の清算中に終了する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものを除きます。）において生じた欠損金額（租税特別措置法第66条の12、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第93条）
  - ③ 銀行等保有株式取得機構の欠損金額
  - ④ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第91条）
    - イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたもの）に限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。
    - ロ 租税特別措置法第46条並びに同条の規定に係る同法第52条の2第1項及び第4項並びに同法第52条の3第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受けていない事業年度において生じた欠損金額であること。
    - ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。
- (2) 法第80条第4項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還

付を請求する場合

- イ 解散（適格合併による解散を除き、通算子法人である場合には破産手続開始の決定による解散に限ります。）
- ロ 事業の全部の譲渡（通算法人である場合を除きます。）
- ハ 更生手続の開始
- ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるもの（通算法人である場合を除きます。）
- ホ 再生手続開始の決定

なお、次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める明細書（次の①又は②に掲げる法人のいずれにも該当する法人にあっては、①及び②に定める明細書）をこの還付請求書に添付して提出してください。

- ① 通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を法第 80 条第 7 項に規定する欠損事業年度として欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限り。） 「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」
- ② 通算法人（通算法人であった法人を含みます。）のうち令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するもの 「令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」

（注）①に該当する通算法人とは、欠損金額が生じた、又は欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の添付は不要です。

また、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額について欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、この還付請求書ではなく、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」（令和 4 年 4 月 1 日前開始事業年度等分）を使用してください。

- 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から欠損事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書（令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の規定により青色申告書である確定申告書とみなされる連結確定申告書を含みます。）を提出している場合に限りて請求することができます。
- 3 この還付請求書は、次に掲げる還付請求の区分に応じそれぞれ次に定める提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は、2 通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が 2 以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

- (1) 上記 1 (1) の場合（法第 80 条第 1 項の規定により提出する場合） 欠損事業年度の確定申告書の提出時

上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

- (2) 上記 1 (2) の場合（法第 80 条第 4 項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後 1 年以内

- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「※」欄は、記載しないでください。
- (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ 「欠損金額(1)」欄には、通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を欠損事業年度として欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限り。）において同じです。）以外の法人にあっては欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）（注）を、通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(14)」欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

（注）法第 64 条の 8 の規定の適用がある欠損金額は、この金額には含みません。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、「(1)」欄の金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次に掲げる場合には、上記の「(1)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(イ) その欠損事業年度において生じた法第 80 条第 5 項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄に記載した金額

(ロ) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄に記載した金額

（注）「(2)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

- (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（5）」欄の金額を記載してください。

- ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額（4）」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。
- (イ) 還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合 その法人のその還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄の金額
  - (ロ) 還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額
- (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄  
それぞれ次のとおり記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、下記イからへまでにかかわらず、「納付の確定した法人税額（6）」欄から「税額控除超過額相当額等の加算額（11）」欄までの各欄には記載せず、「法人税額（12）」欄には、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の法人税額とされる金額（23）」欄の金額を記載してください。

- イ 「（6）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（7）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額（8）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

- ニ 「使途秘匿金額に対する税額（9）」欄には、租税特別措置法第62条第1項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額（10）」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「（11）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「税額控除超過額相当額等の加算額」欄の金額（その還付所得事業年度において租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合にあっては、その金額からこれらの規定により法人税の額に加算される金額を控除した金額）を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額（13）」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

- (イ) 還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合 その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）
- (ロ) 還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その還付を請求する法人税額

- (5) 「還付金額（15）」欄には、
$$\left[ (14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。

## 5 留意事項

### (1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

### (2) 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。